

第99回定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2022年6月23日（木曜日）午前10時

開催場所：神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館



日産車体株式会社

(証券コード7222)

目次

第99回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	23
連結貸借対照表	42
連結損益計算書	43
連結株主資本等変動計算書	44
連結注記表	46
貸借対照表	56
損益計算書	57
株主資本等変動計算書	58
個別注記表	60
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	68
会計監査人の監査報告書 謄本	70
監査役会の監査報告書 謄本	72

株主メモ	76
主要製品の紹介	77

(証券コード 7222)
2022年6月2日

株 主 各 位

神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社
取締役社長 吉村 東彦

第99回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館
感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の監査結果報告の件
 2. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- <会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- <株主提案(第6号議案から第10号議案まで)>
- 第6号議案 定款一部変更（日産自動車株式会社からの天下り禁止）の件
 - 第7号議案 定款一部変更（日産自動車株式会社への預け金又は貸付金による資金提供の禁止）の件
 - 第8号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役の個別報酬開示）の件
 - 第9号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件
 - 第10号議案 自己株式の取得の件

4. 株主総会の議決権行使に係る事項

- (1) 議決権行使書における各議案に賛否の記載のない場合のお取り扱いにつきましては、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示としてお取り扱いいたします。
- (2) 各議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、当社取締役会は株主提案（第6号議案から第10号議案）には反対しております。株主提案および当社取締役会の株主提案に対する意見については、13頁から22頁をご参照下さい。
- (3) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

(株主様へのお願い)

- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nissan-shatai.co.jp/IR/NEWS/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 株主総会の円滑な進行のため、株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nissan-shatai.co.jp/IR/NEWS/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 議決権行使回数

日産車体株式会社 印中

期 お願い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否を記入し、2022年6月23日午後5時30分までご返送ください。
2. 賛否の表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
3. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読取るか、業績記録のウェブサイトにてアクセスし、2022年6月22日午後5時30分までに行ってください。この場合、議決権行使書をご返送する必要はありません。

2022年6月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○

議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	○	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については、株主提案については、賛否の表示がなかったものとして取り扱います。

日産車体株式会社

QRコード

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

日産車体株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号～第10号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

(ご注意) 株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。

第6号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

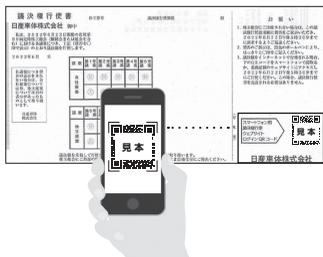
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

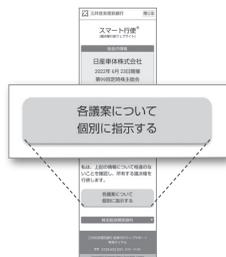
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績と安定的な配当の継続等を勘案し、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当を含めました当事業年度の年間配当金は、前事業年度と同様に1株につき13円となります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円50銭

総額880,444,084円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 ①定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役市川誠一郎氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本総会において選任される取締役の任期は、当社定款第22条第2項の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
おおひら やすゆき 大平 靖之 (1961年3月25日生) 男性 新任／社外／独立役員	1984年 4月 サッポロビール株式会社（現サッポロホールディングス株式会社）入社 2006年 3月 サッポロビール株式会社（新会社）エンジニアリング部長 2011年 3月 同執行役員千葉工場長 2012年 9月 同取締役兼執行役員経営戦略本部長 2014年 3月 同取締役兼執行役員 2016年 3月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役常務執行役員兼研究開発本部長 2017年 3月 同取締役常務執行役員 2019年 3月 サッポロホールディングス株式会社取締役R&D本部長 2020年 3月 同取締役 2022年 3月 同顧問（現任）	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 大平靖之氏は、異業種企業において、事業会社のエンジニア部門を長く経験するとともに、生産技術部門や研究開発部門等の責任者を務めるなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただける人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。また、本総会において原案どおり選任された場合は、指名・報酬委員会、取引モニタリング委員会の委員として当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定や関連当事者との一定の重要な取引の審議について、独立した客観的な立場で参画いただく予定であります。</p>		
<p>(注) 1. 大平靖之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 大平靖之氏は、社外取締役候補者であります。 3. 大平靖之氏が、本総会において原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。 4. 大平靖之氏が、本総会において原案どおり選任された場合、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。 5. 大平靖之氏が、本総会において原案どおり選任された場合、当社が保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の内容の概要は事業報告32ページに記載のとおりであります。また、任期期間中に当該保険契約を更新する予定であります。</p>		

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役浜地利勝氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任される監査役の任期は、当社定款第34条第2項の規定により、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あおじ 青地 きよし 潔 (1960年3月24日生) 男性 新任	1982年 4月 当社入社 2005年 4月 同経営管理部組織活力推進室長 2008年 4月 同実験部長 2010年 4月 同車両要素開発部長 2011年 4月 同総務部長 2013年 4月 同理事 2015年 4月 株式会社オートワークス京都取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 日産車体九州株式会社監査役 株式会社オートワークス京都監査役 [いずれも2022年6月に開催予定の各社定時株主総会に付議予定]	3,700株
監査役候補者とした理由 青地潔氏は、当社において長年開発部門や管理部門の業務に携わり、また当社グループ企業の取締役社長を務めるなど、自動車業界や会社経営に関し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。取締役の職務執行を適切に監査するにあたり適切な人物と判断し、監査役候補者といたしました。		
(注) 1. 青地潔氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 青地潔氏は、当社子会社である株式会社オートワークス京都の取締役社長であります。2022年6月22日をもって、退任する予定であります。 3. 青地潔氏が、本総会において原案どおり選任された場合、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。 4. 青地潔氏が、本総会において原案どおり選任された場合、当社が保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の内容の概要は事業報告32ページに記載のとおりであります。また、任期期間中に当該保険契約を更新する予定であります。		

<選任後の当社役員及び取締役会の諮問機関構成>

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、当社役員及び取締役会の任意諮問機関である指名・報酬委員会、取引モニタリング委員会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏 名	当社における地位	社 外 役 員	独 立 役 員	①指名・報酬委員会	②取引モニタリング委員会
吉村 東彦	取 締 役 社 長			●	
小 滝 晋	取 締 役				
矢部 雅之	取 締 役				
中村 卓也	取 締 役				
今井 雅之	取 締 役	●	●	●	●
大平 靖之	取 締 役	●	●	●	●
青地 潔	監 査 役				
井上 泉	監 査 役	●	●		●
伊藤 智則	監 査 役	●	●		●

各委員会の役割

①指名・報酬委員会

取締役会または取締役社長からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する以下の事項について審議し、取締役会に答申します。

- (1)代表取締役の選定・解職と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (2)株主総会に付議する取締役・監査役の選任及び解任議案
- (3)社長（最高経営責任者）の後継者計画
- (4)取締役の報酬等の決定方針
- (5)取締役が受ける個人別の報酬等の内容
- (6)その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

②取引モニタリング委員会

取締役会または取締役社長からの諮問に応じ、関連当事者との一定の重要な取引について審議し、取締役会に答申します。

<選任後の当社役員のスキルマトリックス>

第3号議案、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、当社役員の主な専門性及び経験を示したスキルマトリックスは次のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位	主な専門性・経験							
		企業経営	自動車業界	ガバナンス /内部統制	法務/リスク マネジメント	財務/会計	人事	モノづくり /製品技術	グロー バル性
吉村 東彦	取締役社長	●	●	●	●			●	●
小滝 晋	取締役	●	●	●		●	●	●	●
矢部 雅之	取締役	●	●					●	●
中村 卓也	取締役	●	●		●			●	●
今井 雅之	取締役 (独立・社外)	●	●	●	●	●			
大平 靖之	取締役 (独立・社外)	●		●	●		●	●	
青地 潔	監査役	●	●	●	●		●	●	
井上 泉	監査役 (独立・社外)	●	●	●	●		●		●
伊藤 智則	監査役 (独立・社外)	●		●	●	●	●		

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の任期の残存期間とします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>おかだ かずひろ 岡田 和弘 (1961年12月29日生) 男性 再任／社外／独立役員</p>	<p>1986年 4月 株式会社横浜銀行入行 2005年 9月 同大森支店長 2007年 4月 同自由が丘支店長 2009年 4月 同融資部担当部長 2010年 2月 同登戸支店長 2012年 5月 同茅ヶ崎支店長 2013年 4月 同執行役員 2015年 4月 同常務執行役員 2018年 6月 同取締役常務執行役員 2021年 4月 同取締役 2021年 6月 当社補欠監査役（現任） 2021年 6月 株式会社ジャストオートリーシング非常勤監査役（現任） 2021年 6月 トーカドエナジー株式会社 専務取締役（現任） 2021年 7月 ダイセイエブリー二十四株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) トーカドエナジー株式会社 専務取締役</p>	<p>0株</p>
<p>補欠監査役候補者とした理由 岡田和弘氏は、金融機関における豊富な経験を通じ、財務・会計及び会社経営に関する幅広い見識を有しております。当社において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に、監査業務を担うにあたり適切な人物と判断し、補欠監査役候補者いたしました。</p>		
<p>(注) 1. 岡田和弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 岡田和弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。 3. 岡田和弘氏が、本総会において原案どおり選任され、かつ監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。 4. 岡田和弘氏が、本総会において原案どおり選任され、かつ監査役に就任した場合、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。 5. 岡田和弘氏が、本総会において原案どおり選任され、かつ監査役に就任した場合、当社が保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の内容の概要は事業報告32ページに記載のとおりであります。</p>		

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

第6号議案から第10号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

以下、議案の要領及び提案の理由は、提案株主様から提出された株主提案書の該当箇所（提案の理由は本提案株主様から提出されたその概要）を原文のまま記載しております。

第6号議案 定款一部変更（日産自動車株式会社からの天下りの禁止）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(日産自動車株式会社からの天下りの禁止) 第21条の2 <u>当社は、日産自動車株式会社又はその子会社若しくは関連会社（以下「日産自動車等」という。）において5年以上役員又は従業員としての勤務経験のある者を会社提案の取締役候補者としてはならない。</u>

(2) 提案の理由

当社は、日産自動車株式会社（日産）の上場子会社であり、売上高のほとんどが日産向けである。経営トップは代々、日産出身者であり、現社長の吉村東彦氏を含む社内取締役3人が日産出身者である。当社は、ROE（株主資本利益率）など少数株主の利益に資する経営目標を一つも掲げておらず、日産だけに目が向き、キャピタル・アロケーションも日産の意向が決定的な影響を与えていると推察できる。

2021年12月末時点の当社は、キャッシュ・マネージメント・システム（CMS）の一環として、預け金で約535億円、長期貸付金で約702億円を日産のグループ資金管理会社に運用委託しているが、業績の厳しい親会社や他のグループ企業への「ミルク補給」に等しい。

当社は有利子負債がなく、自己資本比率も約83%あり、少数株主を無視した運用委託の結果、当社の株価では企業価値がマイナスとして評価されている。仮に、当社がプレミアムなしで買収された場合、買収者は当社の事業をタダで手に入れる上に、運用委託と時価総額の差である約529億円分がお釣りで返ってくる計算となる。

当社は、2022年4月に移行した東京証券取引所の新市場区分プライム市場を選択したが、筆頭株主と少数株主の利益相反を無視し、企業価値がマイナスと株式市場から極めて低く評価される経営では、上場企業の資格すらも疑問符が付く。当社が効率的なキャピタル・アロケーションを希求すべきであることは明白であるが、「ミルク補給」を要する親会社の出身者が当社の代表取締役及び取締役となることは、適切な人選ではない。

当社は、日産の指名権の内容や同出身者をあえて選任した理由等を開示していないが、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」では、支配株主を有する上場会社に対して、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備支配を求めている。

○当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

（反対の理由）

取締役候補者は、人物の能力、経験、見識等多様な観点から検討し、決定されるべきものであり、当社では、指名・報酬委員会における審議・答申を踏まえて、取締役会で候補者を選任しております。指名・報酬委員会は、委員3名で構成され、そのうち2名が独立社外取締役であり、委員長は独立社外取締役が務め、透明性と客観性が確保された選任プロセスが機能しております。

当社は、2020年2月21日の取締役会において、取締役候補者の指名について以下の方針を決議し、この方針に基づき、取締役会において、指名・報酬委員会での審議・答申を組み入れたプロセスで人選を行っております。

- ① 当社事業及び取り巻く環境について深く理解し、取締役会が決定した事項を、組織のリーダーとして、適切かつ速やかに遂行する能力や経験を有するものであること。
- ② 代表取締役の候補者は、当社事業全般に関する豊富な経験及び幅広い見識を持っており、優れた決断能力と強いリーダーシップを持つこと。

各取締役は、日産自動車出身者であるか否かを問わず、その責任を認識し、当社の取締役として企業価値・株主価値の向上に努めております。取締役候補者の選任は、その出身にかかわらず、指名・報酬委員会及び取締役会において多様な観点から検討し、決定されるべきものでありますので、会社の根本原則である定款において日産自動車出身者を当社取締役候補者とするを一律に禁止する旨の定めを置くことは、不適當であると考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更（日産自動車株式会社への預け金又は貸付金による資金提供の禁止）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第7章 <u>支配株主への預け金又は貸付金による資金提供の禁止</u></p> <p><u>(支配株主への預け金又は貸付金による資金提供の禁止)</u></p>
	<p>第44条 <u>当社は、日産自動車株式会社又はその子会社若しくは関連会社に対し、預け金又は貸付金による資金提供を行ってはならない。</u></p>

(2) 提案の理由

当社による日産のグループ資金管理会社への運用委託の合計は、4月15日時点の時価総額の1.75倍となる約1236億円にも達する。2021年3月期の受取利息は約7億円で、2021年3月期末と2020年3月期末の運用委託残高の平均である約1243億円で割ると0.6%にも満たず、後述する当社の資本コストを大幅に下回っている。

この結果、当社のPBR（株価純資産倍率）は0.4倍とITバブルが崩壊した2000年以来の低水準で、解散価値を示す1倍を大きく下回る状態が恒常化しているが、先述のように、当社が買収者にお釣りを支払うことになるほど低い株価水準を当社経営陣は放置しているのである。

当社のCMSについては、子会社の少数株主の利益を害する可能性のある取引の一つであると従前より指摘がなされている（会社法制部会第20回会議（2012年5月16日開催）議事録〔齊藤真紀幹事発言〕42頁、46～47頁等）。経済産業省の第13回コーポレート・ガバナンス・システム研究会（2019年1月21日開催）の資料でも、「上場子会社において利益相反が生じうる具体的な場面」（資料4 事務局説明資料30頁）の一例として、CMSを挙げている。

東京証券取引が公表している従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会による「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」（以下「中間整理」という。）においても、「支配株主の企業グループのキャッシュマネジメントシステムを通じた貸付金や預け金など、支配株主・支配的な株主を有する上場会社と投資者との間でその意義に関する認識が異なりうる取引などについても、上場会社による情報開示の充実が重要であるとの指摘がある。」（8頁注14）として、子会社の少数株主の利益を害する可能性のあるCMSを通じた貸付金や預け金については、情報開示の充実が重要であるとの言及がなされている。

○当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

（反対の理由）

当社は、業績向上に向けた企業体質の強化と安定的かつ継続的な株主還元を経営の重要課題と考えております。このため、持続的成長のための事業投資として、新車開発、設備の維持更新、生産性向上及び環境・安全対策等の投資を継続し、競争力の強化に努めております。中長期にわたる具体的な投資計画及び金額は、将来の商品計画に関わるため開示することはできませんが、今年度以降、従来に比してより積極的な投資を見込んでおります。

また、自然災害や新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックによる生産活動影響等の不測の事態に備える必要もあり、健全な財務体質を維持するとともに、機動的に利用可能な充分な手元資金を備えておく必要があります。

キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）の利用につきましては、安全かつ確実に運用利回りを確保できるという他の金融商品に対する優位性があるだけでなく、資金決済の利便性や上記の資金需要への対応等も踏まえ、最も適切な方策として当社が主体的かつ能動的に選択したものであります。

更に、CMSを始め日産自動車との重要な取引につきましては、当社の企業価値及び少数株主利益を毀損することがないよう、委員4名全員が独立役員（独立社外取締役2名、独立社外監査役2名）で構成される取引モニタリング委員会を設置し、取引の内容を審議し、取締役会が同委員会の答申を踏まえて確認する仕組みが機能しております。今後も、手元資金の最適な活用及び運用につきましては、引き続き検討を行ってまいります。

手元資金の運用につきましては、業務執行にかかる個別の判断事項であり、特定の手段を会社の根本原則である定款によって排除することは、不相当であると考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役の個別報酬開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を追加する。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役の報酬等) 第26条 (省略) <u>②代表権を有する取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u>

(2) 提案の理由

当社の2021年12月23日付けのコーポレート・ガバナンスに関する報告書によれば、取締役に対する報酬は、「役位と職責に応じて設定する固定報酬としての基本報酬」と「当社の主要な業績指標と個人の成果に応じて決定される業績連動報酬」の2つの金銭報酬で構成されている。

業績連動報酬等の額は、業務執行取締役としての役位ごとに設定されている基準割合に業績指標及び各取締役の成果の達成率を乗じて支給率を算出し、当事業年度の基本報酬に当該支給率を乗じて支給額を算定するが、具体的な「支給率」の数字は窺い知ることができない。

業績連動報酬等に係る業績指標は、「将来にわたる企業基盤の確立の実現」を示す代表的指標として選択している連結ベースの営業利益、フリー・キャッシュフロー等であり、中期経営計画と整合するように設定し、環境の変化に応じて適宜見直しているとのことであるが、どのような数字なのか、どのように見直しているかも、ブラックボックスにある。

コーポレートガバナンス・コードは、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めているが（同2021年6月版 補充原則4-2①）、当社の取締役の報酬制度は、自社株報酬が導入されていることは窺われず、少数株主の利益を実現するインセンティブとはなっていない可能性が高い。

少数株主を無視したキャピタル・アロケーションを温存した結果、当社の企業価値は2021年からマイナスが常態化しているが、弊害の原因である「天下り」慣行の象徴的存在である代表取締役社長が報酬に関してどのようなインセンティブを有しているかは、少数株主の利益実現の観点からは極めて重要な意義を有する。

○当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

(反対の理由)

当社の代表取締役を含む取締役の報酬は、株主総会で承認された上限枠内において、「役位と職責に応じて設定する固定報酬としての基本報酬」と「当社の主要な業績指標と個人の成果に応じて決定される業績連動報酬」の2つの金銭報酬で構成されています。基本報酬は、役位、職責、当社業績、個人の成果等に基づいて決定されます。一方業績連動報酬は、当社連結ベースの営業利益、フリー・キャッシュフロー等の業績指標を反映したものとなっており、代表取締役の業績連動報酬については、基本報酬の40%を基準として業績指標（当社連結ベースの営業利益、フリー・キャッシュフロー等）の達成率を乗じて算出していることを開示しております。

報酬の決定方針及び各取締役の報酬の決定に当りましては、原案を指名・報酬委員会で審議しており、透明で客観的なプロセスが機能しております。更に、役員の報酬実績につきましては、取締役、監査役、社外役員それぞれについて、報酬等の総額を員数とともに事業報告及び有価証券報告書に記載し、開示しております。

当社の取締役は、その出身や経験にかかわらず、当社及び株主の利益のために経営を行う責任を負っており、その使命を十分に認識して日々の経営にあたっております。代表取締役の報酬についてのみ個別に報酬額、内容及び決定方法を開示することを求める定めを会社の根本原則である定款に規定することは、不適當であると考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第9号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第8章 株主資本コストの開示 (株主資本コストの開示)</p> <p>第45条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。</p>

(2) 提案の理由

前述のように、企業価値がマイナスとして極めて低く評価されるほど、当社の株価は解散価値であるPBR1倍に相当する水準を大幅に下回っている。これは、ROEが投資家の求める水準、換言するならば、株主から見た資本コスト（株主資本コスト）に達していないことを意味するからである。これは、キャピタル・アロケーションの不在が原因であり、その有効な物差しが、株主資本コストとなる。

東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定められている。

そこで、当社においても、「収益力・資本効率等に関する目標」として、株主資本コストを「提示」し、「その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべき」である。これにより、当社と株主の間での対話が活性化され、当社株式の市場における低い評価の改善を目指すことができる。

○当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

（反対の理由）

当社は、新商品の開発と生産に向けた事業投資を通じて、売上と利益を成長させ、中長期的な企業価値向上を目指しております。

資本コストは、経営判断において重要な指標であると認識しておりますが、その計算の基礎となる数値の採用において、一定の前提を置いた多様な考え方があるため、一義的に定まるものではないと理解しております。このため、具体的な数値については公表しておりません。

本株主提案の内容を会社の根本原則である定款に規定することは、不適當であると考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第10号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数15,183,700株、取得価格の総額79億2589万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は、キャピタル・アロケーションの方針を公表しておらず、今後、資本コストを上回るリターンを生む経営に転換できるか否かについては不透明感が漂う。日産のグループ資金管理会社への巨額な運用委託が温存され、キャピタル・アロケーションの指針もないままに株主資本がさらに膨らんで資本コストが上昇することで、今後も企業価値が毀損するリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、株主還元を踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

過剰資本の「是正」が当社のキャピタル・アロケーションの喫緊の課題である。機関投資家の多くが使用しているブルームバーグ情報端末が示す株主資本コストは直近4月15日時点で13.7%である。一方で、当社の過去10年間の平均ROEは3%台に過ぎず、当社の株主価値及び企業価値は毀損され続けてきた。

当社の自己資本比率は過去最高水準にある。今後も過剰資本と上述したような低リターンでの運用資産が温存されたままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できない。よって、配当金支払と自社株買いを合わせた総株主還元額の時価総額に占める割合が、少なくとも13.7%ある株主資本コストに達しなければ、PBRの1倍割れが継続する可能性が高い。

当社は、2022年3月に、1株当たり13円の配当金支払を予想しており、その総額は、当社の4月15日時点の時価総額の2.5%に相当する。総株主還元額の時価総額に占める割合が株主資本コストの13.7%に達するためには、時価総額の11.2%に相当する自社株買いが必要となるが、上記のとおり、本業に資さない日産グループファイナンスに運用委託した金銭は時価総額の1.75倍もあるため、自己株式の取得原資は十分過ぎるほどにある。そこで、上記(1)に記載のとおり、時価総額の11.2%に相当する、株式総数15,183,700株、取得価格の総額79億2589万円を限度として、当社普通株式を金銭の交付をもって取得することを提案する。

○当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

（反対の理由）

当社は、中長期的な企業価値の向上に向けた企業体質の強化と株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、安定的な配当を継続的に行うことを株主還元の基本方針としております。この基本方針に基づき、新商品開発や生産準備のための多額の投資に備えるため、また、災害やパンデミック等による生産影響等の不測の事態にも備えるため、機動的に利用できる十分な手元資金が必要であり、短期的な視点で巨額の資金を費やして自己株取得を一気に実施することは、適切ではないと考えております。自己株式取得も株主還元策の選択肢の一つと認識しておりますが、同時に各ステークホルダーに対するバランスのとれた配慮が必要であると考えております。

また、自己株式取得は、株価動向、業績や財務状況、今後の事業環境、未公表の重要事実の有無等を踏まえて機動的に判断、実行すべきものであり、本提案によって自己株式の取得を性急に確約し、短期的な視点で巨額の資金を費やして自己株式取得を一気に実施することは、結果として株主の皆様の利益を損ねる事態を招く可能性も考えられ、適切ではないと考えます。当社は定款において、取締役会の決議により自己株式の取得を行うことができる旨の定めを置いております。今後も取締役会において、当社の置かれた状況を踏まえ、最適な株主還元策について引き続き検討を行ってまいります。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

(添付書類)

事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の我が国経済は、景気の持ち直しの動きが続いたものの、新型コロナウイルスの変異株の感染拡大影響や半導体をはじめとした部品の供給不足等による下振れリスクに注意が必要な一年となりました。

当社グループの属する自動車産業においても、市場の新車需要が持ち直している一方で、感染症の拡大影響や半導体不足等により生産活動が制約される状況が続きました。さらに、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる状況に加え、原材料価格が高騰している傾向にあり、当社グループを取り巻く環境は引き続き不確実性の高い状況が続くと考えられます。

このような環境において、当社が日産自動車株式会社から受注しております自動車の売上台数は、半導体不足に起因する減産等により、前連結会計年度と比べ15.4%減少の113,775台となりました。売上高は、主に台数減少の影響や有償支給取引等における「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用による1,101億円減収の影響により、1,475億円減少の2,153億円となりました。損益面では、営業損益は売上台数の減少等により40億円悪化の35億円の損失、経常損益は45億円悪化の25億円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は41億円悪化の22億円の損失となりました。

品目別売上の状況

品 目	台 数 (台)	金 額 (百万円)	対前連結会計年度比 (%)
乗 用 車	56,826	137,305	—
商 用 車	49,090	48,022	—
小 型 バ ス	7,859	9,522	—
自 動 車 部 分 品 等	—	20,507	—
合 計	113,775	215,359	—

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第99期に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。なお、当該会計基準等の適用により大きな影響の生じる売上高は、対前年同期増減率は記載しておりません。

(2) 資金調達状況

当連結会計年度は特記すべき資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は約80億円で、新商品、マイナーチェンジによる商品力強化、生産設備の合理化、厚生施設の改善、環境改善など諸設備の充実強化に努めました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2017年度からスタートした2017-2022中期経営計画では、「LCV・Frame車を技術力の核とし、高品質で魅力ある商品をお客様にお届けすることで、将来にわたる強靱な企業基盤を確立する」ことを基本方針として、「魅力ある商品による生産台数と売上の拡大」、「品質No.1 お客様から信頼される工場」、「LCV・Frame車のモノづくりグローバル技術拠点」の3つを重点課題に取り組んでおります。2021年度は、外観を刷新したパトロールNISMOや、AD、NV200バネット、キャラバンのLCV各車について、パワートレインを見直し燃費、排ガス性能を高め、同時に各種先進安全装備や快適装備等を追加し仕様を向上させたマイナーチェンジの生産を開始いたしました。

一方で、新型コロナウイルスによる需要の減退から市場が回復する中で、半導体を始めとする各種部品の供給不足から、大規模な減産を実施しました。部品供給は回復傾向にあるものの、世界情勢は厳しさを増しており、依然として不確実な要素が存在します。このような環境の中、リスクの低減と稼働の正常化に努め、市場のニーズに可能な限りお応えできるよう生産運営を継続してまいります。

2017年に発覚した完成検査の不適切な取扱いについては、再発防止の取り組み全てが実行フェーズに移行しております。年に一度生産ラインを止めてコンプライアンスデーを開催するなど、この問題の風化を防止し、法令遵守の強化に取り組んでおります。

中期経営計画の最終年度に当たり、引き続き当社の強みである開発から生産まで一貫したモノづくり体制を活かし、市場の動向に柔軟に対応できる生産運営の構築と、ダイバーシティを中心とした、すべての活動を支える企業基盤の強化、並びに法令遵守の強化に取り組んでいくことで、お客様、株主様、取引先様、地域社会の皆様、そして従業員を含むすべてのステークホルダーの皆様からの信頼を高められるよう、全社一丸となって努めてまいります。また、SDGsやESGといった社会的要請の高まりに対応し、コーポレートガバナンス強化と、企業価値の向上に資する次期中期経営計画の策定を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)		602,882	498,831	362,869	215,359
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)		8,174	9,802	1,973	△2,541
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)		5,585	5,827	1,917	△2,217
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)		41.23	43.02	14.16	△16.37
総資産(百万円)		268,514	264,709	261,052	231,233
純資産(百万円)		166,025	168,792	175,176	172,190
1株当たり純資産額(円)		1,225.70	1,246.13	1,293.27	1,271.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第99期は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項

当社の親会社である日産自動車株式会社は、当社の発行済株式総数のうち67,726千株(議決権比率50.0%)を所有しており、当社の売上高の97.5%は同社に対するものであります。

②親会社との間の取引に関する事項

- 1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との自動車の取引は製造委託契約書に基づいており、その取引価格については、総原価を勘案して交渉の上決定しております。

また、交渉の内容については、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成される取引モニタリング委員会が審議を行い、取締役会に答申の上、取締役会で確認しております。

- 2) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
日産車体九州(株)	10	100	自動車の製造
日産車体マニュファクチャリング(株)	432	100	自動車部品のプレス加工・組立、樹脂製品の成形・組立
日産車体エンジニアリング(株)	40	100	機械設備等の保全・整備、各種設備工事、物流業務
(株)オートワークス京都	480	100	自動車の製造・特別架装
日産車体コンピュータサービス(株)	100	100	システム開発・プログラム開発業務
(株)プロスタッフ	90	100	人材派遣

(注) 議決権比率には間接所有を含めております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車及びその部分品の製造・販売を主な事業内容とし、これらに関連するサービス等の事業活動を展開しております。

主な製品は次のとおりであります。

品目	製品名
乗用車	NV200バネット、キャラバン、エルグランド、パトロール (Y61/Y62)、アルマーダ、インフィニティQX80
商用車	AD、NV200バネット、キャラバン、パトロールピックアップ
小型バス	キャラバン
自動車部分品等	自動車用各種部分品、特別架装

(8) 主要な営業所及び工場

①当社

名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 平 塚 市
九 州 分 室	福 岡 県 京 都 郡 苅 田 町
開 発 部 門	神 奈 川 県 平 塚 市
秦 野 事 業 所	神 奈 川 県 秦 野 市
栃 木 分 室	栃 木 県 河 内 郡 上 三 川 町
生 産 部 門	神 奈 川 県 平 塚 市
湘 南 工 場	神 奈 川 県 平 塚 市
品 質 統 括 部 九 州 品 質 保 証 課	福 岡 県 京 都 郡 苅 田 町

②子会社

日 産 車 体 九 州 (株)	本社及び工場：福岡県京都郡苅田町
日産車体マニュファクチャリング(株)	本社及び工場：神奈川県平塚市
日 産 車 体 エ ン ジ ニ ア リ ン グ (株)	本社：神奈川県平塚市 工場：神奈川県平塚市、 福岡県京都郡苅田町
(株) オ ー ト ワ ー ク ス 京 都	本社：京都府宇治市 工場：京都府宇治市、神奈川県平塚市、 福岡県京都郡苅田町

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,016名	58名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,730名	38名減

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 157,239,691株 (自己株式21,786,755株を含む。)
 (3) 当事業年度末の株主数 4,911名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日 産 自 動 車 株 式 会 社	67,726	50.0
エムエルアイ フォー セグリゲ-テイツド ピー-ビー クライアント	21,000	15.5
ゴールドマン サックス インターナショナル	16,573	12.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,360	3.2
日 産 車 体 取 引 先 持 株 会	2,592	1.9
イ ー シ ー エ ム エ ム エ フ	2,182	1.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,058	0.8
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	737	0.5
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント ト リ ー テ ィ ー 5 0 5 2 3 4	733	0.5
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	536	0.4

(注) 当社は、自己株式21,786,755株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
※ 取締役社長	吉村 東彦	内部監査室担当、商品保証本部長委嘱	日産車体九州(株)取締役社長
取締役	小滝 晋	管理部門統括、内部統制推進室・秘書室・総務部担当	
取締役	矢部 雅之	開発部門統括、プロジェクト技術統括部担当	
取締役	中村 卓也	生産部門統括、安全環境部・品質統括部・生産統括部担当	
取締役 (社外)	市川 誠一郎		昭和電線ホールディングス(株)社外取締役 監査等委員
取締役 (社外)	今井 雅之		神奈川中央交通(株)取締役常務執行役員
監査役	浜地 利勝	常勤	日産車体九州(株)監査役 (株)オートワークス京都監査役
監査役 (社外)	井上 泉		(株)ジャパンリスクソリューション取締役社長
監査役 (社外)	伊藤 智則		一般社団法人神奈川経済同友会専務幹事 ジヤトコ(株)監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 取締役市川誠一郎及び今井雅之は社外取締役であります。
 3. 監査役井上泉及び伊藤智則は社外監査役であります。
 4. 取締役市川誠一郎及び今井雅之、監査役井上泉及び伊藤智則は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 監査役伊藤智則は、金融機関における長年の経験を通じ、財務及び会計に関する知見を有しております。
 6. 矢部雅之及び中村卓也は、2021年6月24日開催の第98回定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
 7. 2021年6月24日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって、監査役池田鉄伸は辞任いたしました。
 8. 伊藤智則は、2021年6月24日開催の第98回定時株主総会において新たに選任された監査役であります。
 9. 当社は昭和電線ホールディングス株式会社との間には資本関係及び取引関係はありません。
 10. 当社は、神奈川中央交通株式会社との間には資本関係はありません。当社は同社が提供するバス、タクシー、ホテルサービスを一般利用者として利用しておりますが、2021年度における同社の当社に対する売上高は、極めて僅少（年間連結売上高比率1%未満）であり、当社から同社に対する売上はありません。
 11. 当社は、株式会社ジャパンリスクソリューションとの間には資本関係及び取引関係はありません。
 12. 当社は、一般社団法人神奈川経済同友会との間には資本関係及び取引関係はありません。
 13. ジヤトコ株式会社は当社の親会社である日産自動車株式会社の子会社であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	102,214	82,891	19,323	－	6
監 査 役	36,924	36,924	－	－	4
計	139,138	119,815	19,323	－	10

- (注) 1. 上表には、2021年6月24日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 2. 社外取締役2名及び社外監査役3名に当期支払った報酬は36,516千円であります。
 3. 「業績連動報酬等」には、2021年6月に金額確定した2020年度の業績連動報酬等の金額を記載しております。なお、2021年度の業績連動報酬等は、本事業報告作成時点において金額が未定であるため、上記の「業績連動報酬等」の額には含まれておりません。
 4. 上記のほか社外役員が当社の親会社または親会社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額は10,004千円であります。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額は、業務執行取締役としての役位ごとに設定されている基準割合（取締役社長：当事業年度の基本報酬の40%、その他取締役：同30%）に業績指標及び各取締役の成果の達成率を乗じて支給率を算出し、当事業年度の基本報酬に当該支給率を乗じて支給額を算定しております。業績連動報酬等に係る業績指標は、「将来にわたる企業基盤の確立の実現」を示す代表的指標として選択している連結ベースの営業利益、フリー・キャッシュフロー等であり、中期経営計画と整合するように設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行っております。この他に個人の成果を測る指標として、個々の職責に応じて品質、生産性向上などの目標を設定しており、事業年度ごとに取締役社長と各業務執行取締役の間で決定しております。

当事業年度（2021年度）における当該業績連動報酬等に係る主な会社業績指標の目標、実績

会社業績指標	目標 (億円)	実績 (億円)	達成率 (%)
営業利益	78.0	△35.3	－
フリー・キャッシュフロー	39.9	△711.4	－

(注) 上表には、既に確定している2021年度における業績連動報酬等に係る主な会社業績目標、実績を記載しております。この他、本事業報告作成時点において実績が確定していない指標があるため、2021年度の業績連動報酬等は、金額が未定であります。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬限度額は、第59回定時株主総会（1982年6月30日）において、取締役の報酬限度額が月額30百万円、監査役の報酬限度額が月額5百万円と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は15名、監査役の員数は2名であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

2)決定方針の内容の概要

当社の取締役に対する報酬は、「固定報酬としての基本報酬」と、「当社の主要な業績指標と個人の成果に応じて決定される業績連動報酬」の2つの金銭報酬で構成し、社外取締役については、基本報酬のみを支払っております。

- ・基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社業績、個人の成果等に基づき決定しています。
- ・業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標を反映した金銭報酬とし、月例の基本報酬に加算して支給しています。
- ・業績連動報酬については、関連する企業をベンチマークし、役位ごとに基本報酬に対する基準割合を設定しています。その基準割合については、取締役会が指名・報酬委員会の審議の結果を踏まえて決定しています。

3)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役社長吉村東彦に対して個人別の基本報酬の額及び業績連動報酬の額の決定について委任しています。委任した理由は、指名・報酬委員会の関与の下で、各取締役の担当部門について評価を行う事ができる取締役社長に委任することが適切と判断したためであります。取締役社長が原案を作成し、指名・報酬委員会に諮問し、取締役社長は、指名・報酬委員会の審議の結果を踏まえて決定いたします。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を限度としております。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、保険会社との間で、当社及び「1-(6)-③ 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役、執行役員、重要な使用人（当事業年度に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約締結しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合、また犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保険契約の免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

「(1) 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

②当期における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	市川 誠一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会19回（書面決議による開催を除く）全てに出席し、異業種企業の経営者としての長年の経験とコーポレートガバナンスに関する幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べるなど、社外取締役に求められる役割を十分に果たしております。</p> <p>また取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」及び「取引モニタリング委員会」の委員長として、当事業年度に開催された両委員会計7回全てに出席し、独立した客観的な立場から役員候補者の選定や役員報酬の決定、また親会社との取引条件の決定において、監督機能を主導しております。</p>
取締役	今井 雅之	<p>当事業年度に開催された取締役会19回（書面決議による開催を除く）全てに出席し、異業種企業において携わっている企業財務・経理に関する幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べるなど、社外取締役に求められる役割を十分に果たしております。</p> <p>また取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」及び「取引モニタリング委員会」の委員として、当事業年度に開催された両委員会計7回全てに出席し、独立した客観的な立場から役員候補者の選定や役員報酬の決定、また親会社との取引条件の決定において監督機能を果たしております。</p>
監査役	井上 泉	<p>当事業年度に開催された取締役会19回（書面決議による開催を除く）及び監査役会15回全てに出席し、損害保険業界等の経営者としての長年の経験と特に事業活動に伴うリスク管理、コーポレートガバナンスに関する幅広い見識に基づき、独立的な立場から助言を行い、社外監査役としての機能を果たしております。</p> <p>また取締役会の任意の諮問機関である「取引モニタリング委員会」の委員として、当事業年度に開催された4回全てに出席し、独立した客観的な立場から親会社との取引条件の決定において発言し、独立役員としての機能を果たしております。</p>
監査役	伊藤 智則	<p>2021年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回（書面決議による開催を除く）及び監査役会11回全てに出席し、金融機関の経営者としての長年の経験と、財務・会計に関する幅広い見識に基づき、助言を行い、社外監査役としての機能を果たしております。</p> <p>また取締役会の任意の諮問機関である「取引モニタリング委員会」の委員として、2021年6月24日就任以降、当事業年度に開催された3回に出席し、独立した客観的な立場から親会社との取引条件の決定において発言し、独立役員としての機能を果たしております。</p>

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 36百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 42百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、そのほか独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(4) 会計監査人の報酬等の額に対して監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人が社会的良識を持って行動することの重要性を認識し、法令を遵守すること及び公正な業務運営の確保に向けて、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」を制定し、社内研修等を通じて内容の周知・徹底を図るとともに、行動規範遵守に関する誓約書を交わす。さらに、当社グループ会社においても、当社の行動規範の下に、それぞれの当社グループ会社で適用される個別の行動規範を策定し、同様に周知・徹底を図る。

内部統制諸活動について内部統制推進室が一元的に対処し、内部統制の改善と定着を推進する。また、内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対し、法令及び定款の遵守状況等の監査を行う。

コンプライアンス（法令等の遵守）上の問題については、当社及び当社グループ会社の使用人が直接かつ容易に意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、社内外の窓口に情報提供できる内部通報制度を導入し、問題の早期発見と是正を行う。特に行動規範に抵触すると思われる事項の報告を受けた場合は、直ちに当社の「コンプライアンス委員会」もしくは当社グループ会社の「コンプライアンス委員会」において速やかに対策を審議し実行に移す。

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨む。当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとる。また、そのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。

さらに、当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化に努める。

(2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社及び当社グループ会社の株主総会議事録及び取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決裁書その他の決定書面については、当社及び当社グループ会社ごとに法令及び社内規程に従い保存し管理する。取締役及び監査役あるいは業務上の必要がある使用人は、これらの書面を閲覧することができる。

また、当社及び当社グループ会社は「情報セキュリティ・ポリシー」を定め、当社及び当社グループ会社の情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、当社及び当社グループ会社ごとに「情報セキュリティ委員会」を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。

(3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社及び当社グループ会社は、事業の継続を阻害する事項や、ステークホルダーの安全・安心を脅かすリスクをいち早く察知し、評価して必要な対策を検討・実行することにより、発生の未然防止に努めるとともに、万一発生した場合の被害の最小化や再発防止に努める。

当社及び当社グループ会社のリスクマネジメントについては、当社取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、具体的対策を講じるとともに、その進捗を継続的に管理する。

リスク管理の推進にあたって、当社の主要なリスクである環境・品質・安全等については、「環境委員会」・「品質委員会」・「安全会議」等の専門委員会や会議を定期的に行い、併せて、規程・基準・マニュアル等を整備し、その教育等を通じて周知・徹底に取り組み、発生の未然防止、万一発生した場合の被害の最小化及び再発防止に努める。

(4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、法令に基づく会社の機関として取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行う。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

意思決定の迅速化・効率化を図るため、取締役会の構成をスリムなものとし、業務執行については執行役員制度をしいて、明確な形で執行役員及び使用人に権限委譲する。

また、執行役員等によって構成される執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議する。

業務分掌を定めることにより各部の役割と責任を明確にするとともに、職務権限基準を策定して意思決定を行う権限を有する者と意思決定プロセスを明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。また、当社グループ会社においても、明確で透明性の高い業務分掌及び職務権限基準を策定する。常に迅速で効果的な意思決定が確保されるよう、それらの業務分掌及び職務権限基準は、当社及び当社グループ各社で定期的に必要の見直しを行う。

また、当社は、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、当社及び当社グループ会社と共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

(5) **当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

1) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、整合性のとれた効率的なグループ経営を行うため、親会社及び当社グループ会社との間で、それぞれ定期的に会議体を開催し、当社の経営方針や情報の共有化を図る。また、当社の各機能部署は、当社グループ会社の対応する機能部署との連携を強化し、整合性のとれた効率的なグループとしての業務運営を行う。

2) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載する取り組み等を行う。なお、当社の行動規範は、親会社の行動規範に準拠し、コンプライアンスや情報セキュリティなどに関する理念の統一を図る。加えて、親会社に対して情報提供できる内部通報制度を設ける。

また、必要に応じて当社の取締役または使用人が、当社グループ会社の取締役または監査役を兼務し、業務執行並びに会計の状況等を定常的に監視監督する。

さらに、当社の監査役は、連結経営の観点から、当社グループ全体の監査が実効的に行えるよう定期的に「関係会社監査役連絡会」を開催し、情報及び意見の交換を行う。

3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ会社の損失の危険を管理するため「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載する取り組み等を行う。

4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、上記1)ないし3)に記載する複数のルートを通じて、当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告を求め、その把握に努める。

(6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当社の監査役による監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に行うことができるよう、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、管理職等の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下にその職務を遂行する。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任免、人事評価、異動及び懲戒処分等については、予め監査役会の同意を要するものとする。

(7) **当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を及ぼした事項、またはそのおそれのある事項、行動規範への重大な違反行為、またはそのおそれがある行為、及びこれらに準じる事項を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告する。当社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

また、当社の監査役は、年度業務監査計画に基づき当社及び当社グループ会社の重要な意思決定及び業務執行状況を把握できるよう、取締役会のほか、執行役員会議への代表監査役の参加を確保するとともに、監査役の定期的な業務ヒアリングの際に職務の遂行状況や検討課題の報告を受ける。また、内部監査室は監査計画や監査結果を当社の監査役に定期的に報告する。

2) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社監査役に報告すべき事項が発生した場合、速やかに、当社の取締役及び使用人に報告を行い、報告を受けた当社の取締役及び使用人は、当該事項について、当社の監査役に対して報告を行う。

また、当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況その他について報告を求められた場合、迅速に対応する。

3) 上記1) ないし2) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対応を行うものとする。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するとともに、毎年度、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の監査役のうち半数以上を社外監査役とし、定期的開催する監査役会及び「監査役連絡会」において監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行う。監査役と取締役社長は、定期的な会合を設け、経営状況や会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクなどについて幅広く情報・意見交換を行う。監査役は、監査法人から定期的に監査報告を受ける。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の当事業年度における整備・運用状況の概要は次のとおりであります。

当該システムの整備・運用状況については内部統制推進室が定期的に確認し、取締役会に報告しております。

(1) コンプライアンスに関して

取締役及び使用人の行動規範を、親会社の行動規範に準拠した取締役及び使用人の行動規範を制定・整備しております。コンプライアンスの統括組織として設置したコンプライアンス委員会を定期的に開催し（当事業年度は12回開催）、当社及び当社グループ会社のコンプライアンス向上のため、当社及び当社グループ会社の使用人に対する定期的なコンプライアンス教育などの活動計画を立案・実行いたしました。当社グループ会社でも、同様の委員会を定期的に開催し、コンプライアンス向上のための活動を行っております。

また、完成検査問題を機に、法令遵守の取り組みを全社に拡大する必要性を再認識して着手したコンプライアンス点検を2021年度も継続し、整備した体制が適切に運用されていることを確認いたしました。

その他、当社及び当社グループ会社は、内部通報制度を設け、当社人事部または第三者機関に報告される体制を整備しております。また、行動規範に通報者を保護する旨の規定を設けて遵守しております。

(2) リスク管理に関して

リスクに関する統括組織として設置したリスクマネジメント委員会を定期的に開催し（当事業年度は3回開催）、当社及び当社グループ会社の重大リスクを特定し、未然防止と被害最小化のための活動を実施いたしました。また、当社グループ会社でも同様の委員会を定期的に開催しリスク管理活動を行っております。2021年度は、基準類に基づいて業務が適切に運用されていることを確認いたしました。

情報セキュリティに関する統括組織として設置した情報セキュリティ委員会を定期的に開催し（当事業年度は12回開催）、情報セキュリティ・ポリシーに関する当社及び当社グループ会社の定期的な教育、及び情報の種別に応じた取扱いの徹底や定期的な自己評価などの活動計画を立案・実行いたしました。また、当社グループ会社でも、同様の委員会を定期的に開催し、情報セキュリティ向上のための活動を行っております。

環境・品質・安全に関する統括組織として設置した環境委員会・品質委員会・安全会議を定期的に開催し、リスク管理推進活動の進捗を確認いたしました。また、当社グループ会社でも、同様の会議体を定期的に開催し、活動を行っております。

(3) 取締役の職務執行に関して

取締役会の監督機能を強化すること、また、経営に社外の視点を取り入れること等を目的として、社外取締役2名を選任しております。当事業年度は、取締役会を19回開催し、会社の重要な事項について報告・審議・決議いたしました。さらに、会社法第370条の規定に基づく書面決議を1回実施いたしました。

取締役及び監査役の指名及び取締役の報酬についての意思決定に関する手続きの透明性と客観性を高めるために「指名・報酬委員会」を3回開催し、また、当社と関連当事者との一定の重要な取引についての意思決定に関する手続きの透明性と客観性を高めて当社及び株主共同の利益を害することがないよう「取引モニタリング委員会」を4回開催いたしました。

当事業年度は、執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議いたしました。

取締役の効率的な業務の遂行を図るため、職務権限基準及び業務分掌について内容のレビューを行い必要な改定を実施いたしました。また、当社グループ会社でも、同様に必要な改定を実施しております。

(4) 監査役の職務執行に関して

監査役会の監査機能を強化すること、また、社外の視点を取り入れること等を目的として、社外監査役2名を選任しております。当事業年度は、監査役会を15回開催し、取締役の職務の執行状況、財務報告の信頼性等について審議・意見交換を行いました。

社外監査役を含む監査役の取締役会への参加、監査役の執行役員会議等の重要会議への参加、定期的な取締役との意見交換、監査法人・内部統制推進室及び内部監査室からの定期的な報告等を通じて、監査役は取締役の職務執行の監査、及び内部統制システムの整備・運用状況の確認を行っております。

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、取締役からの独立性を確保するため、監査役室管理職の任免、評価等の人事事項は監査役会の同意の上、実施しております。

(5) 内部監査に関して

内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社を対象とした内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	231,233	(負債の部)	59,042
流動資産	110,705	流動負債	54,810
現金及び預金	405	支払手形及び買掛金	31,104
受取手形、売掛金及び契約資産	51,409	電子記録債務	7,242
仕掛品	867	リース債務	2,898
原材料及び貯蔵品	3,316	未払金	1,224
未収入金	1,430	未払費用	8,165
預け金	52,463	未払法人税等	126
その他	812	預り金	279
固定資産	120,527	従業員預り金	2,819
有形固定資産	45,651	製品保証引当金	198
建物及び構築物	10,586	その他	751
機械装置及び運搬具	12,334	固定負債	4,232
工具、器具及び備品	5,736	リース債務	1,159
土地	14,228	製品保証引当金	185
建設仮勘定	2,763	退職給付に係る負債	1,289
無形固定資産	848	資産除去債務	1,123
投資その他の資産	74,028	その他	474
投資有価証券	324		
長期貸付金	70,094	(純資産の部)	172,190
長期前払費用	16	株主資本	167,303
繰延税金資産	3,245	資本金	7,904
その他	348	資本剰余金	8,517
		利益剰余金	173,517
		自己株式	△22,635
		その他の包括利益累計額	4,886
		退職給付に係る調整累計額	4,886
資産合計	231,233	負債及び純資産合計	231,233

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売上高	215,359
売上原価	212,146
売上総利益	3,213
販売費及び一般管理費	6,752
営業損失	3,538
営業外収益	
受取利息及び配当金	343
雇用調整助成金	323
その他	537
計	1,203
営業外費用	
支払利息	50
その他	156
計	207
経常損失	2,541
特別利益	
固定資産売却益	1
計	1
特別損失	
固定資産除却損	510
その他	40
計	550
税金等調整前当期純損失	3,091
法人税、住民税及び事業税	50
法人税等調整額	△924
法人税等合計	△873
当期純損失	2,217
親会社株主に帰属する当期純損失	2,217

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,904	8,517	177,564	△22,635	171,351
会計方針の変更による 累積的影響額			△68		△68
会計方針の変更を反映 した当期首残高	7,904	8,517	177,495	△22,635	171,282
当期変動額					
剰余金の配当			△1,760		△1,760
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△2,217		△2,217
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△3,978	△0	△3,978
当期末残高	7,904	8,517	173,517	△22,635	167,303

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	3,825	175,176
会計方針の変更による 累積的影響額		△68
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,825	175,108
当期変動額		
剰余金の配当		△1,760
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)		△2,217
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,060	1,060
当期変動額合計	1,060	△2,917
当期末残高	4,886	172,190

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 6社

日産車体九州(株)、日産車体マニファクチュアリング(株)、日産車体エンジニアリング(株)、(株)オートワークス京都、日産車体コンピュータサービス(株)、(株)プロスタッフ

(2) 重要な会計方針に係る事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

・ 棚卸資産

仕掛品、原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

・ リース資産

耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・ 長期前払費用

均等償却によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

・ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

・ 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

i 製品の販売に係る収益

当社及び連結子会社において製造する自動車及び自動車部品の販売に係る収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断している。履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね4カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいない。なお、支給先から支給品を買い戻す義務を負っている取引（有償支給取引）については、当社及び連結子会社が支給先となる場合には、支給品への支配を有していないことから純額で収益を認識している。

自動車及び自動車部品の販売に関して顧客と締結した「製造委託基本契約」には、製品の品質保証義務の条項が含まれている。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従っていることを保証することであることから、この保証に係る費用に対して製品保証引当金を認識している。

ii 受託業務に係る収益

当社及び連結子会社では、自動車関連及びシステム開発の受託業務に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。取引の対価は、契約上のマイルストーン等により概ね履行義務の充足の進捗に応じて受領しており、履行義務の完全な充足から概ね2カ月以内に受領している。また、重要な金融要素は含んでいない。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

⑥連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「収益認識に関する会計基準」等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

これにより、支給先から支給品を買い戻す義務を負っている取引（有償支給取引）については、当社及び連結子会社が支給元となる場合には、従前支給先への譲渡時に消滅を認識していた支給品について棚卸資産として引き続き認識する方法に変更している。また、当社及び連結子会社が支給先となる場合には、従前支給元からの支給時に棚卸資産として認識していた支給品について認識を中止するとともに、従前支給元への販売時に支給品部分も含めて売上高と売上原価を計上していたが、支給品への支配を有していないことから純額で収益を認識する方法に変更している。

また、従前は請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更している。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示している。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、受取手形、売掛金及び契約資産は12,098百万円減少、仕掛品は1,934百万円減少、原材料及び貯蔵品は697百万円増加、未収入金は1,288百万円減少、支払手形及び買掛金は14,782百万円減少している。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は110,114百万円減少、売上原価は110,277百万円減少、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ162百万円減少している。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は68百万円減少している。

（「時価の算定に関する会計基準」等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる連結計算書類への影響はない。また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた「長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記している。

なお、前連結会計年度の「長期貸付金」は0百万円である。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1)固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	45,651百万円
無形固定資産	848百万円

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

i 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、セグメント（自動車関連・設備メンテナンス・情報処理・人材派遣）に基づいて資産のグルーピングを行っている。また将来の使用が見込まれていない処分予定の資産、遊休資産については個々の資産ごとに減損の要否を判定している。

なお、当連結会計年度においては、半導体不足の影響等により年間の売上台数は減少したものの、2022年3月末時点において通常の生産活動の水準に回復しており、翌連結会計年度以降においても安定した収益が見込まれること、その他減損の兆候に該当する事象もないことから、減損の兆候はないと判断している。

ii 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候の判定及び回収可能価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローの見積りに一定の仮定を置いている。現在、連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある事項のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、その広がりや収束時期には引き続き不確実性を伴う状況となっており、「自動車関連」のセグメントにおける、当連結会計年度の期間後半において生じていた半導体等の不足による生産活動の制約に関しては、2022年3月末時点において解消しているものの、引き続き不透明な状況にある。このような状況において、将来キャッシュ・フローの見積りに関して不確実性が相対的に大きい主要な仮定は売上台数となるが、新型コロナウイルス感染症及び半導体等の不足は一定期間影響を及ぼすことを前提としている。

iii 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

潜在的なリスクや不確実性の顕在化として、親会社である日産自動車株式会社の販売戦略や生産体制に関する方針の転換、新型コロナウイルス感染症が市場に与える影響の長期化や半導体等の不足に伴う生産活動の制約等、予期せぬ事由によって売上台数が大きく減少した場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少することで減損損失が発生する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性がある。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 3,245百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

i 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

事業計画により見積もられた合理的な将来の課税所得の発生時期及び見込額に基づき、繰延税金資産を計上している。

また、主要な繰延税金資産を計上している当社において、当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産は2,412百万円であり、スケジュールリング可能な将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は将来見積課税所得と比較の上で全て回収可能と判断している。

ii 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度末における繰延税金資産の算出にあたって、将来の課税所得の発生時期及び見込額に一定の仮定を置いている。現在、連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある事項のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、その広がりや収束時期には引き続き不確実性を伴う状況となっており、「自動車関連」のセグメントにおける、当連結会計年度の期間後半において生じていた半導体等の不足による生産活動の制約に関しては、2022年3月末時点において解消しているものの、引き続き不透明な状況にある。このような状況において、将来課税所得の見積りにおいて不確実性が相対的に大きい主要な仮定は売上台数となるが、新型コロナウイルス感染症及び半導体等の不足は一定期間影響を及ぼすことを前提としている。なお、構成される将来減算一時差異のうちスケジュールリング可能と判断したものに解消時期が不確実なものはない。

iii 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

ii で算定した数値を基礎として算出された将来見積課税所得の金額はスケジュールリング可能と判断された将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の金額を十分に上回っている。ただし、潜在的なリスクや不確実性の顕在化として、親会社である日産自動車株式会社の販売戦略や生産体制に関する方針の転換、新型コロナウイルス感染症が市場に与える影響の長期化や半導体等の不足に伴う生産活動の制約等、予期せぬ事由によって売上台数が大きく減少した場合、収益性の低下に伴って実際に発生した課税所得の発生時期及び見込額が見積りと異なり、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。このため、iiに記載した主要な仮定については最善の見積りを前提にしているが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の蔓延及び経済動向などによって、事後的な結果と乖離が生じる可能性がある。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産については、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれている。契約負債については、流動負債の「その他」に含まれている。顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は、「9. 収益認識に関する注記 (3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載している。
- (2)有形固定資産の減価償却累計額 226,732百万円
- (3)保証債務
従業員住宅購入資金借入に対する保証 685百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、「9. 収益認識に関する注記 (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載している。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1)当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 157,239千株
- (2)剰余金の配当に関する事項
①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	880	6.50	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	880	6.50	2021年9月30日	2021年12月1日
計	—	1,760	—	—	—

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
2022年6月23日開催予定の第99回定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。
- ・配当金の総額 880百万円
 - ・配当の原資 利益剰余金
 - ・1株当たり配当額 6.50円
 - ・基準日 2022年3月31日
 - ・効力発生日 2022年6月24日

8. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、運転資金及び設備投資資金については、内部資金を充当し、外部からの資金調達は行っていない。

受取手形及び売掛金並びに貸付金については、取引先から財務情報を入手し、取引先の信用リスクに備えている。また、預け金については一時的な余剰資金運用目的のための日産系ファイナンス会社に対する資金の寄託である。

投資有価証券については非上場株式である。

長期貸付金は余剰資金運用目的のための日産系ファイナンス会社に対する資金の貸付等である。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一年以内の支払期日である。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にサプライヤーへの型費未払残高である。

この中で、営業債権である受取手形及び売掛金並びに貸付金については顧客の信用リスクに晒されている。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	連結貸借対照表計上額 (*1) (百万円)	時価 (*1) (百万円)	差額 (百万円)
長期貸付金	70,094	69,011	1,082
リース債務（流動負債）	(2,898)	(2,884)	(13)
リース債務（固定負債）	(1,159)	(1,126)	(32)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(*2) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「未払費用」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(*3) 非上場株式（連結貸借対照表計上額324百万円）は、市場価格のない株式等のため、上記に含めていない。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

- ①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はない。

- ②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
長期貸付金	－	68,920	90	69,011
リース債務	－	(4,011)	－	(4,011)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示している。

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定する場合は、レベル2の時価に分類しており、また、将来キャッシュフローと同様の新規貸付を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定する場合は、レベル3の時価に分類している。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

9. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自動車関連 (百万円)	その他(注) 1 (百万円)	合計 (百万円)
乗用車	137,305	—	137,305
商用車	48,022	—	48,022
小型バス	9,522	—	9,522
部品売上・その他	14,498	6,009	20,507
外部顧客への売上高	209,350	6,009	215,359

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備メンテナンス事業、情報処理事業、人材派遣業を含んでいる。
2. 当社及び連結子会社の収益を地域別に分解した場合、その源泉は日本のみとなる。
3. 上記の財またはサービス別に収益を分解した情報はセグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の外部顧客への売上高で表示している。
4. 外部顧客への売上高は、顧客との契約から生じる収益を源泉としている。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (2)重要な会計方針に係る事項 ④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は以下のとおりである。

	当連結会計年度期首 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	61,236	49,291
契約資産	2,090	2,118

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて計上している。なお、当社及び連結子会社における契約負債の残高に重要性はない。

契約資産は主に自動車関連の受託開発業務から生じる収益に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社及び連結子会社の権利に主に関係するものである。

当期中の契約資産の残高の変動に重要性はない。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はない。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

	当連結会計年度 (百万円)
1年以内	2,372
1年超2年以内	1,017
2年超3年以内	305
合計	3,696

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たり純資産額 1,271円22銭
(2)1株当たり当期純損失 16円37銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

12. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	262,193	(負債の部)	103,494
流動資産	143,211	流動負債	94,543
現金及び預金	21	支払手形	71
売掛金及び契約資産	48,614	電子記録債務	7,242
仕掛品	188	買掛金	66,853
原材料及び貯蔵品	533	関係会社短期借入金	6,575
関係会社短期貸付金	2,822	リース債務	2,926
未収入金	37,772	未払金	1,448
預け金	52,463	未払費用	5,751
その他	794	未払法人税等	89
固定資産	118,982	預り金	143
有形固定資産	43,751	従業員預り金	2,819
建物	9,255	製品保証引当金	39
構築物	821	その他	582
機械及び装置	11,877	固定負債	8,951
車両運搬具	208	リース債務	1,171
工具、器具及び備品	5,691	製品保証引当金	74
土地	13,141	退職給付引当金	6,152
建設仮勘定	2,756	資産除去債務	1,097
無形固定資産	879	その他	454
ソフトウェア	864	(純資産の部)	158,699
その他	14	株主資本	158,699
投資その他の資産	74,350	資本金	7,904
投資有価証券	323	資本剰余金	8,517
関係会社株式	1,282	資本準備金	8,317
長期貸付金	70,093	その他資本剰余金	200
繰延税金資産	2,412	利益剰余金	164,912
その他	238	利益準備金	1,976
		その他利益剰余金	162,936
		買換資産圧縮積立金	2,993
		圧縮積立金	25
		別途積立金	22,848
		繰越利益剰余金	137,069
		自己株式	△22,635
資産合計	262,193	負債及び純資産合計	262,193

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売上高	207,233
売上原価	201,557
売上総利益	5,675
販売費及び一般管理費	5,245
営業利益	429
営業外収益	
受取利息及び配当金	344
固定資産賃貸料	339
その他	296
計	979
営業外費用	
支払利息	59
固定資産賃貸費用	266
その他	17
計	343
経常利益	1,066
特別損失	
固定資産除却損	423
その他	40
計	463
税引前当期純利益	603
法人税、住民税及び事業税	△9
法人税等調整額	179
法人税等合計	169
当期純利益	433

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 買換資産圧縮積立金
当期首残高	7,904	8,317	200	1,976	3,031
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映 した当期首残高	7,904	8,317	200	1,976	3,031
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩					△38
圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
当期変動額合計	-	-	-	-	△38
当期末残高	7,904	8,317	200	1,976	2,993

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金					
	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	26	22,848	138,426	△22,635	160,095	160,095
会計方針の変更による 累積的影響額			△68		△68	△68
会計方針の変更を反映 した当期首残高	26	22,848	138,357	△22,635	160,026	160,026
当期変動額						
買換資産圧縮積立金の取崩			38		-	-
圧縮積立金の取崩	△0		0		-	-
剰余金の配当			△1,760		△1,760	△1,760
当期純利益			433		433	433
自己株式の取得				△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	-	△1,288	△0	△1,327	△1,327
当期末残高	25	22,848	137,069	△22,635	158,699	158,699

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産

仕掛品、原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③リース資産

耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

(4)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

i 製品の販売に係る収益

当社において製造する自動車及び自動車部品の販売に係る収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断している。履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね4カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいない。なお、支給先から支給品を買い戻す義務を負っている取引（有償支給取引）については、当社が支給先となる場合には、支給品への支配を有していないことから純額で収益を認識している。

自動車及び自動車部品の販売に関して顧客と締結した「製造委託基本契約」には、製品の品質保証義務の条項が含まれている。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従っていることを保証するものであることから、この保証に係る費用に対して製品保証引当金を認識している。

ii 受託業務に係る収益

当社では、自動車関連の受託業務に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。取引の対価は、契約上のマイルストーン等により概ね履行義務の充足の進捗に応じて受領しており、履行義務の完全な充足から概ね2カ月以内に受領している。また、重要な金融要素は含んでいない。

(5)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(6)連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「収益認識に関する会計基準」等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

これにより、支給先から支給品を買い戻す義務を負っている取引（有償支給取引）については、当社が支給先となる場合には、従前支給元からの支給時に棚卸資産として認識していた支給品について認識を中止するとともに、従前支給元への販売時に支給品部分も含めて売上高と売上原価を計上していたが、支給品への支配を有していないことから純額で収益を認識する方法に変更している。

また、従前は請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更している。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示している。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、売掛金及び契約資産は12,686百万円減少、仕掛品は1,787百万円減少、原材料及び貯蔵品は149百万円減少、買掛金は14,782百万円減少している。当事業年度の損益計算書は、売上高は110,382百万円減少、売上原価は110,544百万円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ162百万円増加している。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は68百万円減少している。

（「時価の算定に関する会計基準」等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる計算書類への影響はない。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

(1) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	43,751百万円
無形固定資産	879百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類 連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一である。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,412百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類 連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一である。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	200,520百万円
(2)保証債務	
従業員の住宅購入資金借入に対する保証	685百万円
(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	84,594百万円
長期金銭債権	188百万円
短期金銭債務	42,340百万円
長期金銭債務	12百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	206,965百万円
仕入高	255,081百万円
営業取引以外の取引高	1,206百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	21,786千株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	506百万円
製品保証費用	331
有価証券評価損	284
減価償却超過額（減損損失を含む）	266
退職給付引当金	1,848
資産除去債務	328
税務上の繰越欠損金	289
棚卸資産評価損	245
その他	291
繰延税金資産小計	4,393
評価性引当額	△682
繰延税金資産合計	3,710
(繰延税金負債)	
買換資産圧縮積立金	△1,285
その他	△12
繰延税金負債合計	△1,298
繰延税金資産の純額	2,412

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		
						役員の兼任等	事業上の関係	
親会社	日産自動車株式会社	神奈川県 横浜市神奈川区	百万円	自動車の製造・ 販売等	%	人 転籍 3	エンジン等部分品の有償支給を受け、 自動車として同社に販売	
			605,813		被所有			50.0
					直接			0.0
		取引内容			取引金額	科目	期末残高	
		営業取引	自動車の販売等		百万円 206,953	売掛金及び 契約資産	百万円 48,919	

取引条件及び取引条件の決定方針等

自動車の取引価格については、総原価を勘案して交渉の上決定している。また、交渉の経緯と内容について取締役会で確認している。

(2)子会社

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		
						役員の兼任等	事業上の関係	
子会社	日産車体九州株式会社	福岡県京都郡	百万円	自動車の 車体製造	%	人 兼任 5	部分品を有償支給し、車体として仕入	
			10		所有			100.0
					直接			
		取引内容			取引金額	科目	期末残高	
		営業取引	部分品の支給等 部分品の仕入		百万円 220,880 238,648	未収入金 買掛金	百万円 33,046 35,518	
		営業外取引	グループファイナンスによる資金の貸付・ 借入		3,239	短期貸付金	2,822	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①部分品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- ③グループファイナンスによる資金の貸付・借入については、前当期の増減額を記載している。

(3)兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容						
						役員の兼任等	事業上の関係					
親会社の子会社	日産グループファイナンス株式会社	神奈川県 横浜市西区	百万円 90	金融業	-	-	人	当社グループ資金の運用先				
			取引内容					取引金額	科目	期末残高		
			資金運用					百万円 △2,923	預け金	百万円 52,463		
									長期貸付金	70,000		
受取利息	303	未収入金	48									

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①資金運用については、日産グループファイナンス(株)から提示された条件（利率等）について、一般の市場金利を勘案して検討し、決定している。
- ②資金運用については、前当期の増減額を記載している。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たり純資産額 1,171円62銭
- (2)1株当たり当期純利益 3円20銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

12. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日産車体株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根津美香
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 榎本征範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産車体株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産車体株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日産車体株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 根津美香
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 榎本征範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産車体株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前に基づいて重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に基づいて重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、オンライン形式も活用し取締役、内部監査室その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

日産車体株式会社 監査役会

常勤監査役 浜 地 利 勝 ㊟

監査役
(社外監査役) 井 上 泉 ㊟

監査役
(社外監査役) 伊 藤 智 則 ㊟

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
定時株主総会 基準日期末配当	毎年3月31日
中間配当	毎年9月30日
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵送物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
(よくあるご質問 (FAQ))	https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal

【株式に関する住所変更、単元未満株式の買取等のお手続きについてのご照会】

証券会社の口座をご利用の株主様は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、お取引の証券会社へご照会ください。証券会社の口座をご利用でない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問 (FAQ)」サイトでもご確認いただけます。

【未払配当金の支払について】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

商 号 日産車体株式会社
英文社名 NISSAN SHATAI CO., LTD.

主要製品の紹介



ARMADA

アルマーダ



PATROL

パトロール (Y62)



Infiniti QX80

インフィニティ QX80



CARAVAN

キャラバン



ELGRAND

エルグランド



AD

AD



NV200
VANETTE

NV200バネット



PATROL

パトロール (Y61)



PATROL PICKUP

パトロールピックアップ

会場ご案内図

会場

神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館

交通機関のご案内

JR東海道本線「平塚駅」東口改札下車

北口バスターミナルより

神奈中バス 07系統・09系統

「平塚駅北口行循環」で約5分

「工業団地入口」下車徒歩約1分

9時以前：12番乗り場より

9時以降：9番乗り場より

平塚駅北口バスターミナル拡大図

